

お客様各位

熊本第一信用金庫

電子交換所設立に伴う「当座勘定規定」の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、令和4年11月4日(金)から、電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定を一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

◇ 主な改定内容

*以下の下線部の条項を追加・変更・削除します。

第7条(手形、小切手の支払)

(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第8条(手形、小切手用紙)

(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第16条(印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

第27条(電子交換所規則による取扱い)

(1) この取引については、全各項のほか、電子交換所の規則に従って処理するものとします。

(2) 電子交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急処置に従って処理するものとします。

第28条(個人情報情報センターへの登録) <削除>

以上